

平成19年6月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 上村 修

平成19年(丙)第2296号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成18年(フ)第21804号)

平成19年6月6日 口頭弁論終結

判 決

東京都調布市国領町4

控 訴 人

m r k o n o

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 控 訴 人

東 京 都

同 代 表 者 知 事

石 原 慎 太 郎

同 指 定 代 理 人

幸 田 宏

同

島 貫 国

同

藤 田 泰 司

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の申立て

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成15年10月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

## 1 事案の要旨

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、控訴人と被控訴人間の別件訴訟において被控訴人が虚偽の主張をしたことが控訴人に対する違法な行為でありこれによって精神的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法1条1項ないし民法709条、715条に基づき、慰謝料1億円の内金10万円とこれに対する遅延損害金の支払を請求する事案である。

原審は控訴人の請求を棄却したので、控訴人が控訴に及んだものである。

## 2 前提となる事実、争点及び当事者の主張

原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の2及び3（原判決2頁9行目から6頁11行目まで）に記載のとおりであるからこれを引用する（ただし、原判決2頁16行目から17行目の「11月2日」を「9月23日」に改める。）。

## 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の当審における主張を考慮しても、その請求は理由がなく棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決6頁13行目から8頁20行目まで）に記載のとおりであるからこれを引用する。

2 よって、以上と同旨の原判決は相当であって本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 藤 村 啓

裁判官 佐 藤 陽 一

裁判官 古 久 保 正 人

これは正本である。

平成 19 年 6 月 20 日

東京高等裁判所第 15 民事部

裁判所書記官 馬 場 速 人

